⑸　近畿農政局総務部会計課契約係
〒602―8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
電話075―451―9161　内線2047
⑹　中国四国農政局総務部会計課契約係
〒700―8532 岡山市北区下石井１―４―１
電話086―224―4511　内線2253
⑺　九州農政局総務部会計課契約係
〒860―8527 熊本市西区春日２―10―１
電話096―211―9111　内線4080

別記２　測量・建設コンサルタント等業務インターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒330―9724 さいたま市中央区新都心２―１ さいたま新都心合同庁舎２号館　関東地方整備局定期受付会場関東地方整備局一元受付ヘルプデスクあて
電話048―600―6670

別記３　建設工事インターネット申請に係る納税証明書等の送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
ファクシミリ番号06―7506―9497

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において国有林野事業の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成24年11月１日

林野庁長官　沼田　正俊

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び業種の区分

［掲載順序　契約の種類：業種の区分］

⑴　建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事

⑵　測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

２　申請の時期

平成25年度当初からの一般競争（指名競争）契約の参加資格の付与を希望する者は、

⑴　持参する場合　平成25年１月16日から平成25年２月15日までの間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。受付時間は10時～12時及び13時～16時とする。）に申請すること。

⑵　郵送の場合　平成25年１月16日から平成25年２月８日（当日消印有効）までの間に郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑶　インターネットの場合　平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成24年12月29日から平成25年１月３日までの間を除く。受付時間は９時～17時とする。）に、

①　建設工事契約の申請者にあっては、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。
https://www.pqr.mlit.go.jp/

②　測量・建設コンサルタント等契約の申請者にあっては、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。
https://www.pqrc.mlit.go.jp

なお、インターネットによる申請を除き、上記期間経過後も申請は随時に受け付けるが、この場合、参加を希望する競争入札までに資格付与が間に合わないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　林野庁所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、平成24年11月１日以降、林野庁及び森林管理局（以下「森林管理局等」という。）のホームページへアクセスして入手することができる。

また、インターネットを使用して申請をする場合は、２の⑶の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等契約のパスワードの請求に当たっては、２の⑶の②に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに以下の⑶の②のエからキまでに掲げる書類を添付し、平成24年11月30日（当日消印有効）までの間に別記３に掲げる送付先に郵送（書留郵便に限る。）するものとする。

⑵　申請書の提出先　林野庁及び森林技術総合研修所の発注に係る一般競争（指名競争）契約の参加資格を得ようとする者は林野庁に、森林管理局及び当該森林管理局の管轄区域に所在する森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所（以下「森林管理署等」という。）の発注に係る一般競争（指名競争）契約の参加資格を得ようとする者は森林管理局に申請書を提出すること。インターネットによる申請の場合においても、希望する森林管理局等を主たる申請局として選択し、送信すること。

なお、複数の森林管理局等における参加資格を得ようとする者は、申請書にその旨を記載した上で、本社（店）の所在地を管轄する森林管理局等に提出することとし、２以上の申請書を複数の森林管理局等に提出しないこと。インターネットによる申請の場合においても、希望する森林管理局等を選択の上、本社（店）の所在地を管轄する森林管理局等を主たる申請局として選択し、送信すること。

⑶　申請書の提出方法　持参又は郵送により申請する場合は、以下に掲げる①又は②の書類等を別記１に掲げる「申請書の提出場所」のうち、⑵により申請書の提出先となる森林管理局等の提出場所に持参又は郵送により提出する。（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）

①　建設工事契約
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
イ　営業所一覧表
ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
エ　工事経歴書
オ　総合評定値通知書の写し
カ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
キ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３の写し）
ク　申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後５年未満の場合には、当該事実を証明する書類
ケ　グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書
コ　行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状
サ　専門技術職員を有する場合は、その職員の登録証等の写し
シ　平成23年度末までの４年間に森林管理局等及び森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、当該工事に係る契約書の写し、優良工事表彰状（又は表彰通知書）の写し及び工事成績評定通知書の写し（優良工事表彰状、表彰通知書の写しについては、表彰を受けている場合）
ス　資格確認通知書等の送付用封筒（長形３号の封筒に申請者の送付先を記載の上、80円分の切手を貼付したもの）

②　測量・建設コンサルタント等契約
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
イ　技術者経歴書
ウ　営業所一覧表
エ　登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはその写し（法人の場合）
オ　登録証明書等又はその写し（登録を受けている場合）
カ　財務諸表類
キ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３の写し）
ク　行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状
ケ　資格確認通知書等の送付用封筒（長形３号の封筒に申請者の送付先を記載の上、80円分の切手を貼付したもの）

インターネットにより申請する場合は、２の⑶の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３の⑴においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、３の⑴において入手したパスワードを入力して送信する。ただし、以下に掲げる書類等を別途提出するものとする。